

富山県告示第363号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 8 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

南砺市

2 事業の種類

南砺市特別養護老人ホーム福寿園敷地保全事業

3 起業地

(1) 収用の部分

南砺市松原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、南砺市松原地内の土地を起業地とする南砺市特別養護老人ホーム福寿園敷地保全事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、南砺市が事業主体となり、当市が設置する南砺市特別養護老人ホーム福寿園（以下「福寿園」という。）の敷地の安定的かつ継続的な使用を目的として、福寿園敷地内の借地部分を買収するものであり、法第 3 条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成 7 年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である南砺市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

南砺市は、平成16年11月に4町4村（東砺波郡福野町、同郡福光町、同郡井波町、同郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井口村）が合併して誕生した市であるが、総人口が年々減少しているのに対して、65歳以上の人口は年々増加し、65歳以上人口は総人口の約38%を占めている。

南砺市が設置する特別養護老人ホームにて要介護者の受け入れを行っているが、入居待ちが発生するほど高齢者の介護支援の需要は高く、今後さらに入居待ち数が増えれば、福寿園においても建物の新たな増改築が必要となる可能性がある。

しかしながら、福寿園の敷地の一部は個人所有の土地が存しており、建物の改築や工作物の設置など、土地の形質変更等においては、土地所有者の同意を得る必要があり、また、将来的に土地所有者において相続が発生した場合に土地売買契約等の事務手続きが複雑になることが予想される。

本件事業は、用地取得することで、福寿園の敷地の安定的かつ継続的な使用を可能とするものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号）により環境影響評価が義務づけられた事業には該当せず、工事等は行わないため事業による影響はない。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められ

る。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、すでに建物及び駐車場として整備済みであり、事業費についても最小限の費用のみで、社会性・経済性・周辺環境への影響等を合理的に判断して決定されており、申請案が最も適切である。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、起業地内に建物及び駐車場がすでに整備済みだが、建物の改築や工作物の設置など、土地の形質変更等を行う場合、土地所有者の同意を得る必要がある。また、将来的に土地所有者において相続が発生した場合に売買契約等の事務手続きが複雑になることが予想される。

そこで、敷地内の個人所有地を買収することで、敷地の安定的かつ継続的な使用が可能となる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

南砺市役所